

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第 4 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 30 年 7 月 31 日

茨城県監査委員	細 谷 典 幸
同	伊 沢 勝 徳
同	深 谷 一 広
同	羽 生 健 志

第 1 住民監査請求の内容

1 請求人

つくばみらい市 山田 稔

2 茨城県職員措置請求書の提出

平成 30 年 5 月 22 日

3 補正書の提出

平成 30 年 5 月 28 日（補正期間は平成 30 年 5 月 24 日から 5 日間）

4 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」（以下「措置請求書」という。）による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整し、資料 1 から資料 7 までの記載は省略した。

(1) 茨城県知事に対する措置請求の要旨

県監査委員が、知事に対し、県政記者会に提供している県庁舎施設について「施設使用基準、通常利用方法など」について県政記者会と交渉し、成文の協定を結び、面積と使用実態に応じた妥当な使用料、光熱水費などを徴収するため必要な措置をとるよう勧告することを求めます。

(2) 措置請求の理由

ア 茨城県行政財産の使用料徴収条例（昭和 39 年 3 月 30 日茨城県条例第 8 号）は建物の使用料について

建物の使用料は、1 年につき、第 2 条及び前条第 2 項の規定により算出した価

又使用者の負担として第 6 条で

第 6 条 次に掲げる経費は、使用者の負担とする。

- (1) 電気料金 (2) 水道料金 (3) 下水道料金 (4) ガス料金
(5) 火災保険料 (6) 冷暖房に要する経費 (7) 清掃に要する経費

茨城県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年 4 月 1 日茨城県規則第 21 号）は公有財産についてその第 4 条で以下のように定めている。

（公有財産の管理）

第 4 条 公有財産の取得、管理及び処分にあたる者は、常に当該財産を良好な状態において管理し、その目的に応じ最も効率的に運用することに努めなければならない。（平 16 規則 43・一部改正）

その結果、県は平成 29 年 4 月 1 日現在茨城県職員組合に県庁舎の一部 201.21 m²を使用料全額免除、加算金年額 16,428 円で貸与している。（資料 1）

しかし、県庁 4 階の県政記者会に提供している庁舎の一部 285 m²（資料 2）については何ら使用料を徴収していない。

イ 管財課の現在までの説明では、記者会への便宜提供の法的根拠は昭和 33 年旧大蔵省通達（資料 3）と平成 4 年京都地裁の判決（資料 4）に依拠するとの回答である。しかし平成 11 年現県庁舎竣工以来、県政記者との協定、交渉、覚書交換、申し合せ等の交渉記録は一切ないということである。

ウ 日本新聞協会の声明（資料 5）では、旧大蔵省の昭和 33 年通達と、前記京都地裁判決を、記者クラブ無償提供の根拠として公表し、政府機関及び地方自治体が記者クラブに施設を提供するのは行政側の当然の義務と主張している。記者室が公有財産の目的外使用に当たらないことは判決や旧大蔵省通達によっても

明らかだとしながら、「利用に付随してかかる諸経費については報道側が応分の負担をすべきです」と自ら宣言している。

エ 又前記見解の解説でも再度「記者室利用に付随して生じる諸経費については、実情に応じて実費を負担する記者クラブが増えている、とし『諸経費は「報道側が応分の負担をする」という基本姿勢を確認』した、とある。

県庁2階の一角には、社会福祉法人ユーアイ村に、21.00 m²使用を許可したとの許可証がある。(資料6) 使用料は年額117,096円、加算金は年額4,716円とし、光熱水費については、以下の費用を徴収している。

ユーアイ村 平成28年度・加算金徴収一覧表 (単位 円)

	電気料	冷暖房費	上下水道料
平成28年4月	6,582	342	0
5月	5,405	72	162
6月	5,670	352	0
7月	6,068	1,100	0
8月	6,880	1,592	162
9月	5,720	959	0
10月	4,957	82	0
11月	3,863	592	162
12月	3,548	330	0
29年1月	3,083	0	0
2月	4,642	2,279	162
3月	3,995	1,473	0
28年度小計	60,413	9,173	648

合計 70,234円

施設使用時間を午前10時30分から午後12時30分までの2時間と公表している(資料7) 面積21 m²の使用者からも年間光熱水費70,234円を徴収するのであればその約14倍の285 m²の広さを占有使用し、通常勤務時間の17時を超えて夜遅くまで、庁舎を使用する記者クラブから光熱水費を徴収しないのは著しく均衡を欠く措置と言わなければならない。

オ 加盟各社ごとに仕切られたブースには現在のIT環境下の報道取材、法令条例検索、規則事例参照などに不可欠のパソコン機器が常備され稼働されている。パソコンが仮に加盟各社のものであってもその稼働に要する電気料や、部屋の

冷暖部費が無料という事はありません。テレビが設置してあって仮にそのNHK受信料、インターネットウィルス防衛なども県が負担しているのであれば過剰な利便提供であって許されることではない。

ましてや、前記の通り日本新聞協会編集委員会見解（再掲資料5）は、

『利用に付随してかかる諸経費については報道側が応分の負担をすべきもの』
『諸経費は「報道側が応分の負担をする」という基本姿勢を確認』

しているのである。

言ってみれば店子の方が経費を負担すると言っているのに大家の方が支払いを求めないという信じ難い変則的便宜提供になっている。すると諸経費を請求しないのは一方で、圧倒的に豊富且つ多量な情報源である行政側が、都合の良い情報だけを流して「報道に手心を加えて貰いたい」し、他方で報道側は物質的な利益提供に応じて「行政の提灯記事は書くが、不祥事は目を瞑って見逃そう」という、不健全な取引、不均衡且つ退嬰的依存関係がそこに成立していると思われる。見られても仕方があるまい。

カ 各新聞は、公共の紙面という理想を掲げて、報道に努めるとしながらも、紙面の半分以上は商業広告に割いているのであるから、純然たる営利企業・商業紙である側面を免れるものではない。茨城県では県政記者会への加盟、加入は、新聞で言えば1万部以上という縛りがあるそうだ、朝日毎日読売などは大新聞であるし、フジテレビ、テレ朝、日テレなども大企業であるから、光熱水費の負担が重いという事はあるまい。

弱小福祉法人ユーアイ村等から電気料や冷暖房費を徴収しながら県記者会に同様の使用料を請求しないのは著しく均衡を欠き県の財産管理を怠るものである。

キ 県政記者会に対して提供している県庁舎 285 m²について、県政記者会と協定或いは契約協議などを交わすことなく漫然とその使用を許していることは「茨城県行政財産の使用料徴収条例」「茨城県公有財産事務取扱規則」に反し、違法であるから、県政記者会に応分の利用に係る諸経費を請求するよう、監査委員が知事に勧告するよう求める。

以上、地方自治法第242条第1項に基づき証拠を添えて請求する。

証拠資料 1 茨城県職員組合への行政財産使用許可証

- 2 県政記者会が使用している庁舎の面積
- 3 昭和 33 年（1958 年）旧大蔵省管財局長通達
- 4 平成 4 年（1992 年）京都地裁判決
- 5 平成 18 年（2006 年）日本新聞協会編集委員会の見解
- 6 社会福祉法人ユーアイ村への庁舎使用許可証
- 7 県庁 2 階・ユーアイキッチン営業開店時間

第 2 請求の受理

平成 30 年 6 月 6 日に監査委員会議を開催し、本件請求が地方自治法（以下、「法」という。）第 242 条に規定する法定要件を備えているか審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を正式に受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 30 年 6 月 14 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠等が提出されるとともに、陳述がなされた。

（1）新たな証拠等の提出（記載は省略）

- ・資料 「議院行政文書開示通知書」（平成 24 年 8 月 28 日付け衆庶発第 2518 号）及び「国会記者事務所の使用について」（昭和 44 年 3 月 15 日衆庶発第 99 号）

（2）陳述の要旨

請求人による陳述の要旨は、おおむね次のとおりであった。

- ア 国会記者事務所の使用について、昭和 44 年 3 月 15 日に衆議院事務総長が国会記者会代表者あてに交付した文書によると、使用料については無料とするとあるものの経費の負担については、「電気・水道・ガス・電気通信・機械・冷暖房・衛生等の附帯設備の運転管理並びにこれに伴う消耗品及び部品は記者会の負担」とする旨が明記されており、これを参照すれば、京都地裁判決が出る 20 年も前から諸経費については記者クラブ側が負担することになっ

ていて京都地裁判決は全くこれを見落としていた不当なものであると言わざるを得ない。

イ 新聞協会編集委員会で「記者室設置は行政の責務・近接継続取材は公権力の行使チェック・秘匿された情報の発掘に意味がある」という主張をしているが、茨城県で平成 21 年に発覚した不正経理、また、平成 23 年に発覚した官製談合のいずれも国の会計検査院や公正取引委員会の調査が起点となってもたらされたもので、記者クラブ会員が「近接・密着取材によって」暴いたものではなかった。近年、多くの自治体・議会で多発している政務活動費についての不正についても、茨城県では記者クラブが「秘匿された情報を発掘したから」、不正の端緒が発見され、発信されたという話を聞かない。

ウ 本件請求についても、県当局がいたずらに慣習・前例にとらわれ諸経費の徴収を怠っていたものであり記者会側が「利用に付随してかかる諸経費については、報道側が応分の負担をすべき」と言っている以上直ちに交渉を開始し応分の経費を算出し徴収するのが当然である。

2 監査対象事項

本件請求に係る県政記者会が使用している県庁舎施設について、許可等の手続をせず、使用者から使用料及び光熱水費等実費を徴収しないことが財産の管理及び公金の賦課、徴収を怠る事実にあたるか否か、また、「茨城県行政財産の使用料徴収条例」及び「茨城県公有財産事務取扱規則」等の規定に違反していないかを監査対象とした。

3 監査対象機関

総務部（管財課、報道・広聴課）

4 監査対象機関への監査

総務部より、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに、関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

（監査事項）

（1）県政記者会へ提供している県庁舎施設の内容について

ア 施設の概要

イ 設置目的

- ウ 利用者
- エ 県政記者会の概要
- オ 施設の使用状況
- カ 施設の設備、備品の状況

(2) 使用許可等の状況等について

- ア 施設の使用許可等の状況
- イ 光熱水費等の負担状況

5 監査対象機関の見解

請求人の請求内容に対して、監査の中で以下のとおり監査対象機関から説明を聴取した。

(1) 使用許可を与えていないことについて

記者室は、県の施策や行動等の情報を、報道機関を通じて県民に迅速かつ広域的に周知を図るため、県の広報活動の一環として設置しているものであり、その使用は行政財産の目的内使用と位置付けており、目的外使用にはあたらず、目的外使用許可は必要ない。

(2) 使用料及び光熱水費等を徴収していないことについて

県自身が公用に供する行政財産の目的内使用である以上、県が使用料及び光熱水費等を徴収する理由がない。

(3) 使用許可を受けて県庁舎を使用している団体との違いについて

記者室の使用については、行政財産の目的内使用と位置付けており、請求人が例示している茨城県職員組合及び社会福祉法人ユーマイ村については、行政財産の使用許可に関する取扱基準により、行政財産の目的外許可を行っている。

第4 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

1 県政記者会が使用している県庁舎施設について

(1) 施設の概要

名 称：記者室

所在地：茨城県水戸市笠原町 978 番 6（県庁行政棟 4 階の一部）

面積：285 m²

公有財産上の位置付：行政財産

（2）設置目的

県では、①速報性、同時性、広域性及び客観性というマスコミの特徴を活用することで大きなPR効果が得られること ②マスコミがニュース又は記事として報道するため、信頼性や説得力が高いこと、といった理由から報道機関を通じた広報活動（パブリシティ活動）を積極的に行っている。県政やイベント等の情報を、報道機関を通じて県民に迅速かつ広域的に周知するため、広報活動の一環として県庁舎(行政棟) 4 階に記者室を設置している。

（3）使用者

主として県政記者会加盟社が取材活動等のため使用しているが、県政記者会非加盟社においても、記者発表における取材活動等のために使用している。また、県、国、市町村及び関係団体、民間企業、一般県民等が記者発表や資料提供を行うなど、広報PR、取材要請等のために使用している。

（4）県政記者会の概要

県政記者会は、円滑な取材活動と会員相互の親睦を図ることを目的とし、原則として日本新聞協会若しくは日本民間放送連盟に加盟し、水戸市に本社又は支社局をおく新聞、放送、通信社局の県政担当記者で構成する団体であり、平成 30 年 6 月 1 日現在、新聞社(全国紙) 7 社、新聞社(地方紙) 1 社、通信社 2 社、テレビ 5 社、ラジオ 1 社の計 16 社が加盟している。

県政記者会では、二ヵ月毎に輪番制により幹事を選出し、幹事は、総会の主宰、記者発表の事前調整・進行、行政機関との調整等を行っている。

（5）施設の使用状況

記者室は、県の施策や行動等の情報を、報道機関を通じて県民に迅速かつ広域的に周知を図るため、次のとおり使用されている。

- ① 県政記者会加盟社ごとのブースがあり、加盟社の記者が、県担当部局等に電話による取材等を行ったり、記事原稿を作成したりする場として使用する。
- ② 県及び県関係団体、県以外の行政機関及びその関係団体、民間企業、民間団体、県民等が記者発表や資料提供を行う。また、県政記者会加盟社及び非加

盟社の報道機関が、記者発表を受けて取材活動を行う。

平成 29 年度の使用実績は、記者発表が 187 回（県関係：48 回，国関係：11 回，市町村：10 回，民間等：118 回），資料提供が 6,516 回（県関係：2,063 回，国関係：625 回，市町村：437 回，民間等：3,391 回）である。

（6）施設の備品等の状況

机，いす（長いすを含む。），内線電話及び複写機については県で設置し，外線電話，FAX 及びテレビについては各社又は県政記者会が設置している。

（7）受付担当職員について

受付業務及び記者発表等の申込みに対する県政記者会幹事社との調整等を行うため，報道・広聴課が受付担当臨時職員を配置している。

2 使用許可等の状況について

（1）施設の使用許可等の状況

施設の使用許可や貸付は行っていない。記者室は，報道・広聴課の一室を使用しているが，行政財産の本来の目的・用途に沿った目的内使用として取り扱っているため，行政財産の目的外使用に当たらないとしている。また，茨城県庁舎等管理規則第 5 条第 1 項（許可を必要とする行為）のいずれにも該当しないことから，書面等による契約等を締結することなく使用を認めている。

（2）光熱水費等の負担状況

各社又は県政記者会で設置している外線電話及び FAX の通信料，NHK 受信料については，各社又は県政記者会で負担している。

また，複写機については，県でリース契約により設置しているが，費用はコピーカードにより算定し，各社で負担している。

なお，電気料，水道料及び冷暖房費については，県は，各社又は県政記者会から徴収していない。

第 5 判断

監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により，確認した事実に基づき，次のとおり判断する。

1 判断の理由

請求人の主張は、県政記者会による記者室の使用に関して、県が県政記者会と協定を締結し、使用料及び光熱水費等を請求することを求めていると解されるが、その当否を判断するに当たっては、監査によって確認した事実関係について、判例や通達を踏まえて判断を行うことが必要である。

行政庁舎内に設置された記者室の使用が目的外使用に当たるかどうかについて、請求人も引用する平成4年2月10日の京都地裁判決では、「京都府は、府の施策や行事などの公共的情報を迅速かつ広範に府民に周知させる広報活動の一環として、庁舎内に記者室を設置し記者等に使用させているものであって、記者室は、京都府の事務または事業の遂行のため京都府が施設を供するものであり、直截^(※)に公用に供されているものといえるから、行政財産の目的内使用に当り、これが、行政財産を第三者に対し、目的外に使用させる場合に該当しないものと認められる。」としている。

(※「直截」(ちよくせつ)…まわりくどくなく、きっぱりしていること。)

また、昭和33年1月7日大蔵省管財局長通達では、使用収益させる場合の判断基準を示したうえで、「国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供するものであるから、この基準における使用収益とはみなさないことができる。」ものとして、記者室を掲げている。

これを本件請求についてみると、記者室は県がパブリシティ活動により県政やイベント等の情報を、報道機関を通じて県民に迅速かつ広域的に周知することを目的として設置しているところであるが、その使用実態は、「(5)施設の使用状況(8頁24行目)」に示すとおり県政記者会等による取材等の場であるとともに、県及び県以外の行政機関、関係団体、民間企業、民間団体、県民等による記者発表や資料提供を行う情報提供の場となっており、前述の京都地裁判決や大蔵省管財局長通達を勘案すれば、本件請求に係る記者室の使用を、法第238条の4第7項に規定にいう目的外使用ではなく目的内使用とする判断に違法・不当な点は認められない。

また、請求人は、光熱水費のほかNHK受信料やインターネット防御費用等についても、報道機関が応分の負担をすべき旨を主張しているものと解されるどころ、記者室の使用が、目的内使用である以上、県が光熱水費等を徴収する理由がないとする監査対象機関の考え方には、違法・不当な点は認められない。

なお、「(2)光熱水費等の負担状況(9頁18行目)」に示すとおり、通信費などの一部の経費については、各社又は県政記者会が実費を負担している。

2 結論

以上のことから、記者室の使用について目的外使用許可や協定を結ぶなどの手続

をせず，使用者から使用料及び光熱水費等実費を徴収しないことは財産の管理及び公金の賦課，徴収を怠る事実にはあらず，「茨城県行政財産の使用料徴収条例」及び「茨城県公有財産事務取扱規則」等の規定にも違反していない。

よって，請求人の主張は理由がないものと判断し，これを棄却する。